

環境部のあゆみ



西表島のマングローブ林



ヤンバルクイナ

はじめに

本県では、1972（S 47）年の本土復帰以降、社会資本整備をはじめとする各種開発が急速に進み、水質汚濁や自然破壊、赤土等流出などの環境問題が発生しました。

そこで、県では1972（S 47）年に「沖縄県公害防止条例」（「沖縄県生活環境保全条例」として2008（H 20）年全部改正）を制定したのをはじめとして、「沖縄県自然環境保全条例」、「沖縄県赤土等流出防止条例」等を制定し、環境保全対策への取り組みを推進してきました。その結果、本県の環境問題は改善の傾向が見られましたが、依然として、赤土等の流出や米軍基地を起因とする航空機騒音など、未解決の環境問題を抱えています。

こうした背景のもと、環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、環境施策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」を2000（H 12）年に制定するとともに「沖縄県環境基本計画」を2003（H 15）年4月に策定し、10年ごとに順次改定を行い、同計画に基づいて環境保全施策に取り組んできました。

同計画における各種施策展開により、赤土等流出量の減少や河川水質の環境基準達成率の向上など一定の効果を上げるとともに、2021（R 3）年7月に沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されましたが、海岸漂着物問題、地球温暖化を含む気候変動への対応や外来種対策など、取り組むべき課

題とそれに対する県民の意識や関心も大きく変化してきており、より一層の取り組みが求められています。

1 公害対策

本県の公害は、条例等法令の整備や企業等の公害防止への努力等により、これまでの産業型公害は減少しています。

一方で、県民の環境に対する意識の高まりから、悪臭や騒音など都市・生活型公害に対する苦情が増えています。また、農地や開発現場などから流出した赤土等が海域に流入し、沿岸海域のサンゴ礁生態系にダメージを与え、水産業や観光業などにも、影響を及ぼしています。さらに近年では、基地周辺の河川や湧水からPFOS等が水質環境基準の暫定指針値（50ng/L）を超過して検出され、新たな環境汚染として問題となっています。

(1) 大気汚染対策

県内における大気汚染は、1965（S 40）年頃から製糖工場から出るばい煙（スス）が問題となり、その後、発電所や製鉄所のばい煙、セメント工場からの粉じんなどの公害が見られました。

県は一般環境及び自動車排出ガスの状況を把握するため、

1973（S 48）年から大気汚染測定局の整備を開始し、2021（R 3）年までに宮古、八重山地区を含め10局（内2局は那覇市管理）を設置し、二酸化硫黄等の大気汚染の常時監視を行っています。

1974（S 49）年には石油精製事業所、発電所等の大規模事業所と公害防止協定を締結しています。2009（H 21）年に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定されたことを踏まえ、2011（H 23）年より測定を開始し、一般環境大気測定局5局で実施しています。

また、アスベスト含有建材が使用されていた年代の建築物の改修や解体が増加しており、解体に伴う石綿飛散防止のため、2016（H 28）年度より法や条例に基づく届出等により解体等作業の監視及び指導を実施してきたところです。

今後の大気汚染対策は、工場・事業場などの固定発生源対策だけでなく、大陸からの越境汚染物質の飛来状況にも注目しつつ、建築物等の解体に伴う石綿飛散防止対策の監視強化及び普及啓発を推進していきます。

(2) 騒音・振動防止

1979（S 54）年より騒音・振動を防止することにより県民の生活環境を保全する必要があると認められる地域について、騒音規制法及び振動規制法に基づき規制地域の指定、規制基準の設定を行っています。

また、発生源が多様な騒音については総合施策を講じるため、1989（H 1）年から環境基本法に基づき指定地域の生活環境の目標として、環境基準の類型指定を行っています。なお、2012（H 24）年より市の地域については、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定、また環境基本法に基づく環境基準の類型指定の権限が、都道府県知事から市長へ移譲されています。2022（R 4）年時点で、21市町村について規制地域の指定、規制基準の設定及び環境基準の類型指定を行っています。

航空機騒音については、1983（S 58）年に那覇空港、1988（S 63）年に米軍の嘉手納及び普天間飛行場周辺地域を航空機騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域として指定を行い、航空機騒音の監視測定を行っています。

1997（H 9）年からは航空機騒音自動監視測定システムを導入し、市町村管理を含む32測定局と環境保全課にある測定本部をオンライン化し、24時間監視を行っています。

(3) 悪臭防止対策

悪臭公害を規制するため、1978（S 53）年より悪臭防止法に基づき、規制地域の指定やアンモニア他21の特定悪臭物質の規制基準値を設定しています。なお、2006（H 18）年からは複合臭等への問題に対応するため、臭気指数による規制基準の設定が導入されています。

2012（H 24）年より市の地域については、悪臭防止法に基づく規制地域の指定、規制基準設定の権限が、都道府県知事から市長へ移譲されています。2022（R 4）年時点では、23市町村について規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

(4) 水質保全対策

河川及び海域等の公共用水域の望ましい水質を保全するため、環境基準の類型を1973（S 48）年度に国場川、比謝川に指定して以来、1996（H 8）年度までに25河川、11海域について行ってきました。また、環境基準を達成維持するため、1975（S 50）年度に国場川、比謝川水域をはじめとして、1989（H 1）年度までに9河川、5海域において上乘せ排水基準を設定し、事業場排水の規制を強化しています。

公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、1972（S 47）年度から毎年水質測定計画を作成し、常時監視を実施しています。下水道の整備や合併浄化槽の整備等により、都市河川の水質に改善がみられ、2021（R 3）年度の水質測定結果をみると、水質環境基準の達成率は河川で97%、海域で100%となっています。

基地排水及びその周辺の公共用水域について、1976（S 51）年度から監視測定を行っています。流域下水道への接続や污水处理施設の整備により、基地排水の水質は年々改善されてきています。しかしながら、現在も突発的な事故等が発生しているため、米軍に対し施設の管理を徹底させ、公共用水域の水質汚濁の防止対策を図るよう要請しています。

2000（H 12）年度より環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、公共用水域及び地下水の水質、大気、土壌の調査測定を実施しており、2021（R 3）年度は全ての地点で環境基準に適合しています。

水質保全対策として、環境基準が未達成の河川について上乘せ排水基準の見直しを行うとともに、排水基準を満たさない汚水の排出を抑制するため、事業場への監視強化に努めています。また、生活排水対策のパンフレットの作成や、家庭でできる生活排水の対策をホームページに掲載するなど、生活排水対策の普及啓発を実施しています。

PFOS等については、環境中の実態を把握するため、水質や土壌の環境調査に取り組んでいます。

(5) 赤土等流出防止

本県の赤土等流出問題は、沖縄本島北部や八重山諸島で山地を開墾してパイナップルを栽培し始めた昭和30年代頃から目立ってきました。

1972（S 47）年の本土復帰以降は、大規模な公共事業や民間のリゾート施設、ゴルフ場等の開発事業の急激な増加に伴い、これらの事業現場からの赤土等が大量に流出し、各生

態系、漁業、観光及び利水等に影響が生じました。

本県では、このような赤土等流出問題の解決のため、1994（H6）年に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定し、開発現場等からの赤土等流出防止対策に取り組んでいます。また、2013（H25）年に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、主に農地を対象に総合的・計画的に対策に取り組んできました。その結果、2021（R3）年度には、条例施行前に比べ開発現場等からの流出量は約8割削減し、農地からの流出量は約4割削減しています。

赤土等流出問題は、本県の美しい海を保全し、水産業及び観光業等の振興を図っていく上で重要な課題であり、農地等における赤土等流出防止技術の調査・研究及び普及を図る必要があります。



グリーンベルトの植栽活動

2 廃棄物対策

復帰後、県民の生活水準の向上及び経済社会活動の進展などに伴い、家庭等から排出される一般廃棄物の発生量は、1972（S47）年度の37万tから、1974（S49）年の沖縄国際海洋博覧会前にピークに達した後、ほぼ横ばいで推移しました。その後、1986（S61）年度から再び増加傾向を示し、1988（S63）年度に40万tに達して以降は増加傾向が顕著になり、1998（H10）年度の50万tをピークに42万tから49万tの範囲で推移しています。

これらの一般廃棄物を適正に処理するため、2001（H13）年までに、焼却施設が31施設（処理能力1,582t/日）、粗大ごみ処理施設が8施設（処理能力163t/日）、最終処分場が10施設、再生利用施設が10市町村で6施設（リサイクルプラザ：2施設、ストックヤード：4施設）及び、し尿処理施設が12施設（処理能力508KL/日）整備され、2021（R3）年3月現在、焼却施設が30施設（処理能力1,882t/日）、粗大ごみ処理施設が7施設（処理能力134t/日）、最終処分場が21施設（総埋立容量161万㎡）、再生利用施設が31施設、し尿処理施設等が10施設（処理能力516KL/日）と、廃棄物処理体制の整備が進みました。

現在、一般廃棄物については、年間約85%が焼却等により減量化されるとともに、約12.7%が焼却以外の中間処理、約2.7%が再資源化され、焼却残渣を含め約6.6%が埋立（最終）処分されています。

近年、廃棄物の減量化、再資源化の制度化が進み、1997（H9）年に「容器包装リサイクル法」、2001（H13）年に「家電リサイクル法」、2005（H17）年に「自動車リサイクル法」等の各種リサイクル法が施行されるなど、家庭ごみの分別の普及、放置自動車の減少が図られた一方で、プラスチック廃棄物の増加や海洋ごみといった新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対応するため、2009（H21）年に策定した「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」、2021（R3）年の「改正容器リサイクル法（レジ袋有料化）」、2022（R4）年の「プラスチック資源循環促進法」等の施策に基づく対策の推進に引き続き取り組んでいきます。

一方、県内の事業活動に伴って発生する産業廃棄物の発生量は、1987（S62）年度に276万tであったものが、1989（H1）年度には302万tと増え続けていましたが、1994（H6）年度に266万t、1999（H11）年度に217万t、2019（R1）年には202万t（動物のふん尿を除く）と減少しています。加えて産業廃棄物の再生利用率は年々進んでおり、1994（H6）年度の再生利用率が33.9%、1999（H11）年度が41.2%であったのに対し、2010（H22）年度から2019（R1）年にかけては48.5～51.7%の範囲で推移しています。

最終処分場を含む産業廃棄物処理施設の整備については、周辺的生活環境に及ぼす影響への不安から、地域住民の合意形成が得にくく、民間の最終処分場の残余容量が逼迫する中で、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場（安和エコパーク）を整備し、2019（R1）年12月に供用を開始しました。



安和エコパーク

これにより産業廃棄物の県内処理と適正処理の推進を図り、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支えるとともに、環境教育の場としての活用も図っていきます。

また、不法投棄等については、引き続き監視パトロール等を実施するとともに、県、警察本部、（一社）沖縄県産業資源循環協会等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置して、不法投棄防止の強化に努めるとともに、悪質な事案に対しては、行政処分や警察への告発を含め厳正に対処していくこととしています。

現在、本県における廃棄物の排出量は高水準で推移し、その種類も多様化してきています。今後こうした課題への確に対応し、快適な生活環境を確保するため、引き続き、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進及び適正処理を図ることが重要となっています。

こうした中、国において循環型社会形成推進基本法、その他の各種リサイクル関連法、海岸漂着物処理推進法、プラスチック資源循環促進法等の法整備が進められており、本県では、2021（R3）年度に策定した「第五期沖縄県廃棄物処理計画」に基づき、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担と連携により、環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築を目指していくこととしています。

3 自然保護

国においては、1972（S47）年「自然環境保全法」の制定、1993（H5）年「環境基本法」を制定するなど、これらを基本として自然環境保全行政の推進が図られてきました。

本県においても、1973（S48）年に「沖縄県立自然公園条例」、「沖縄県自然環境保全条例」及び「沖縄県自然環境保全審議会条例」を制定し、本県の豊かな自然環境の保全を図ってきました。

今後、将来にわたって生態系からの恵みを受けていくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠です。そのため、本県における生物多様性を保全し、持続可能な方法で利用していくための基本的な計画として、2013（H25）年に「生物多様性おきなわ戦略」を策定しました。また、2019（R1）年に「沖縄県希少野生動植物保護条例」を制定し、県内に生息する希少種の効果的な保護対策に関する施策を展開しています。

(1) 自然環境の保全

本県は、亜熱帯海洋性気候の下、数多くの島々から成っています。沿岸海域に発達した広大なサンゴ礁、陸域の風衝性の景観に象徴されるように、本県の自然環境の大きな特質はその海洋性及び島しょ性にあります。

また、琉球列島の島々が日本列島及びユーラシア大陸と陸続や孤立を繰り返してきた独特の歴史を有していること、南方系生物が分布するほぼ北限に位置することから、固有種、固有亜種を含む貴重な動植物が数多く生息・生育し、各島々や地域の自然条件に応じた多様な自然がみられることも特徴とさ

れています。本県の文化と生活はこのような自然環境のもとで築きあげられたものですが、他方、こうした島しょ性の自然は人間活動の影響を受けやすくなっています。

本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していくため、沖縄県自然環境保全条例第17条の規定に基づき、県が指定する「自然環境保全地域」として、現在11地域・約951haを指定しています。

また自然環境保全法第22条に基づき、国が指定する「自然環境保全地域」として、竹富町西表島の崎山湾・網取湾自然環境保全地域1,077haが指定されています。この海域は、アザミサンゴの巨大な群体をはじめ、海中生物相が豊かで自然度が高く、わが国では唯一の「海域特別地区」となっています。

海域公園地区におけるサンゴ礁保全対策として、県内の国立、国定公園では、海域20万1,033haが公園区域に含まれ、その海域のうち25地区・約2万4,339haが海域公園地区に指定されており、これらの地区では美しいサンゴ礁等の海中景観が広がっています。

1970（S45）年頃からは、海中景観の構成要因である造礁サンゴを食害するオニヒトデの異常発生が周期的に発生し、サンゴの生息状況に大きな影響を与えています。また近年では世界規模の気候変動による海水温の上昇の影響もあり、サンゴ礁生態系は衰退の一途をたどっています。

本県の干潟、サンゴ礁、海草・藻場などのさまざまな環境のある浅瀬は、さまざまな海の生物の産卵場所、餌場や隠れ家となっており、水産業及び観光業の面からも重要な場所となっていることから、これらの環境を保全することは重要となっています。

(2) 世界自然遺産・自然保護地域の適正管理

1972（S47）年の本土復帰に伴い、「政府立公園法」で自然公園に指定されていた「沖縄海岸政府立公園」（1万5,857ha）及び「沖縄戦跡政府立公園」（5,059ha）の2カ所が、「自然公園法」に基づく国定公園に指定されました。

「西表政府立公園」については、わが国を代表する傑出した自然の風景地であるとして、同法に基づく「西表国立公園」となり、2007（H19）年に石垣島の一部を編入し、「西表石垣国立公園」（12万2,155ha）に改称されました。その後、2014（H26）年に「慶良間諸島国立公園」（9万3,995ha）、2017（H29）年に「やんばる国立公園」（2万1,022ha）が国立公園に指定され、県内の国立公園の数は3カ所となっています。

また、沖縄県立自然公園条例に基づき、1983（S58）年に「久米島県立自然公園」（1万1,868ha）、1995（H7）年に「伊良部県立自然公園」（5,739ha）、1997（H9）年に「渡名

喜県立自然公園」(1,602ha)及び2011(H23)年に「多良間県立自然公園」(5,300ha)の4カ所を県立自然公園に指定し、2022(R4)年現在、県内には合計9カ所の自然公園(28万2,597ha)があります。

西表石垣国立公園・やんばる国立公園が含まれる「琉球諸島」の世界自然遺産登録については、2003(H15)年に世界自然遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定され、2013(H25)年には、世界自然遺産暫定一覧表(暫定リスト)に追記することを日本政府として決定しました。

その結果、2021(R3)年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されました。

世界自然遺産は、遺産地域の普遍的価値を次世代へ継承することが重要であります。そのため、国頭村、東村、大宜味村、竹富町及び地域の関係者の皆様と連携・協力しながら、自然環境の保全体制の構築及び適正な観光管理に取り組んでいきます。

また、県は、鳥獣の保護・管理、危険防止等、適正な狩猟の促進を図るために、これまでに第13次までの鳥獣保護管理事業計画を策定し、鳥獣保護区の設定、鳥獣保護思想の普及啓発、慶良間諸島における外来イノシシの捕獲等を実施しています。

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定して



イリオモテヤマネコ



ノグチゲラ

り、鳥獣保護区の指定を通じて地域における生物多様性の保全を推進しています。

復帰時点の1972(S47)年の鳥獣保護区は19カ所、2,964haでしたが、現在では、県指定鳥獣保護区が16カ所(8,731ha)、国指定鳥獣保護区が11カ所(2万3,455ha)となっており、合計27カ所(3万2,186ha)となっています。

本県は、亜熱帯・海洋性気候のもと、広大な海域に点在する多くの島しょから成り立ち、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ等の固有種をはじめとした鳥獣が生息するとともに、渡り鳥の重要な渡来地及び休息地となっていることから、地域の鳥獣の保護の観点から、引き続き、鳥獣の保護のため重要と認める地域の鳥獣保護区の指定に努めていきます。

(3) 希少野生動植物種の保護、外来種対策

沖縄にはヤンバルクイナなど数多くの固有種が生息していますが、急速な開発により多くの自然環境が失われ、また、外来種が在来種の生存を脅かすなど、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されています。

本県では、沖縄の生物多様性を保全・維持、回復し、自然環境共生型社会を実現していくため、2013(H25)年「生物多様性おきなわ戦略」を策定し、希少野生動植物種の保護や外来種対策等の施策を推進しています。

希少野生動植物種の保護対策について、2019(R1)年「沖縄県希少野生動植物保護条例」を制定し、指定希少野生動植物種としてジュゴン等47種を指定(2022(R4)年12月末現在)しています。今後は指定希少野生動植物種について、保護増殖事業など保護対策を検討し、効果的に推進していく必要があります。

また、本県にはすでに多くの外来種が侵入・定着しており、一部の外来種は沖縄の生物多様性に大きな影響を与えています。マングース対策については、2000(H12)年度からやんばる地域において駆除を開始し、2005(H17)年度から2016(H28)年度にかけてはマングース北上防止柵の設置を行っています。この結果、やんばる地域においてマングースの低密度化が進むとともに、ヤンバルクイナなど希少種の生息状況の回復が見られています。その他の対策としては、外来種対策の優先順位を定めた「沖縄県対策外来種リスト」で「重点対策種」に指定されているニホンイタチ、インドクジャク、タイワンハブ、グリーンアノール等について駆除等を実施しています。

一方で、対策が実施されていない外来種も多く、また、新たな外来種が侵入するリスクは常に存在することから、国、市町村等と連携し、外来種対策をさらに戦略的かつ効率的に推進していく必要があります。

(4) 動物愛護

近年、わが国では、少子高齢化や核家族化が進み、人々

のライフスタイルも多様化する中、動物を飼う人も増え、動物に対する意識も変化してきました。これまで愛玩動物と称されていた犬や猫などが、伴侶動物(コンパニオンアニマル)と称されるようになり、飼い主の心を癒し、人と共に暮らす家族の一員としての役割を担うようになってきています。

一方、動物を巡るトラブル(逸走、放し飼い、遺棄、虐待、咬傷事故、家畜や農作物等の被害、臭い・鳴き声、糞害等)は社会的に注目され、近隣への迷惑問題だけでなく、野生生物や生態系への脅威にもなっています。

県では、動物の飼い主一人一人に、正しい飼い方をはじめ動物の生態や習性等に関する正しい知識を普及啓発し、飼い主としての自覚と責務を促し、また、県民一人一人に、動物を愛護する気持ちを育み、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図っていただけるよう、2021(R3)年2月に「沖縄県動物愛護管理推進計画」を改訂し、各種施策に取り組んでいます。

犬や猫の殺処分数の合計は、1996(H8)年度は2万4,257頭でしたが、2021(R3)年度には251頭と大幅に減少しています。県では、犬や猫の殺処分ゼロの達成に向けて、犬や猫の収容スペースを拡充し譲渡数の増加を図るため、譲渡推進棟を整備し、2022(R4)年10月から供用を開始しました。

引き続き、関係者と連携しながら、人と動物が共生できる沖縄県を目指していきます。

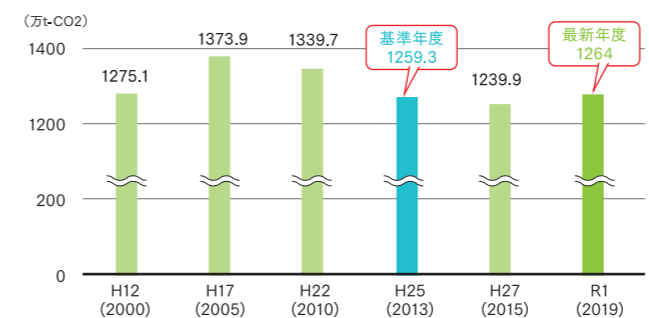
4 地球環境の保全(温暖化対策)

(1) 沖縄県地球温暖化対策実行計画の策定・推進

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、諸施策事業の成果による将来の展望を表す環境分野の展望値として「2031年度において2013年度比で34%の温室効果ガスを削減すること」を掲げました。

そして、展望値の実現に向けて、温室効果ガスの排出抑制を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年度に脱炭素社会を目指すこと及び展望値を踏まえた2030年度の中期目標を設定しました。

沖縄県の温室効果ガス排出量の推移



また、同計画の着実な推進に向けて、学識経験者、事業者、関係団体、国の行政機関等が参画した沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会を開催し進捗管理を行う等、脱炭素社会の実現に向けて横断的かつ効果的に各種施策を推進しています。

(2) 地球温暖化防止活動の推進

県では、2003(H15)年度に地球温暖化対策推進法第38条に基づき、普及啓発活動の拠点として「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、省エネ等に関する出前講座や各種イベント、市民団体、企業と連携した市民セミナーを実施しています。

また、2005(H17)年度からは、地球温暖化の現状やその対策に関する知識の普及、身近な省エネ対策のアドバイスなどを行う「沖縄県地球温暖化防止活動推進員(2021(R3)年度末現在60人)」を委嘱し、県内各地で普及啓発活動を実施しています。

(3) 省エネルギー普及に関する取り組み

脱炭素社会の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限導入と併せて、省エネルギーの強化を図ることが重要です。

本県では、観光関連事業者が行う省エネ設備導入に係る補助や、市町村の避難所や防災拠点における省エネ設備導入に係る補助、エネルギー多消費型の事業者を対象に重油などの化石燃料と比較して低炭素であるLNG(液化天然ガス)への転換に係る支援などを実施してきました。

このほか、沖縄県庁舎行政棟などの4施設についてESCO事業を導入し、県有施設の省エネ化を図ったほか、2021(R3)年度からは、県知事部局が所有する全ての公用車(特殊車両、特定用途車両等を除く)を順次、電動車(EV、PHV)に転換する事業を実施しており、官民全体で省エネルギーを促進する取り組みを推進しています。

(4) 気候変動適応策の推進

気候変動問題は、人類の生存基盤に係る重要な環境問題の一つであり、本県においても、台風の巨大化や猛暑日、真夏日の日数が大幅に増加することが予想されています。今後、これら変化に伴う熱中症リスクの増加や農作物への被害といった県民の生命・財産への影響、サンゴの白化現象等の自然生態系への影響が、本県の主要産業である観光業にも大きな損害を与えることが懸念されています。

県では、2021(R3)年3月に、気候変動問題に対して県全体で現状認識と将来への危機感を共有し、一層取り組んでいくため、「気候非常事態宣言」を行うとともに、気候変動による被害を回避・低減するための適応策を盛り込んだ「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画)」を策定しており、気候変動に適応できる社会の実現に向

けて、自然災害に備えたインフラ整備や熱中症対策の強化等の適応策の推進に取り組んでいます。

5 緑化の推進

(1) 全島緑化の推進

復帰後の本島の緑化推進は、1972（S 47）年度に開催した復帰記念植樹祭に始まり、沖縄県植樹祭や緑化コンクールの開催等、（公社）沖縄県緑化推進委員会と連携し、各種緑化施策を展開してきました。

このような中、2008（H 20）年度に、花と緑で潤いと安らぎのある緑の美ら島の創生を図ることを目的とし、行政、団体、企業等で構成する組織「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を設立し、同会議を推進母体として広く緑化意識の高揚や啓発を図り、地域住民や企業等の緑化活動への参画を促しながら、全島緑化県民運動の推進に取り組んできました。

引き続き、県民一体となった全島緑化の推進に取り組めます。

(2) 沖縄県平和創造の森公園

沖縄県平和創造の森公園は、1993（H5）年度に開催した第44回全国植樹祭の意義を踏まえ、緑化推進の拠点及び平和への思いを新たに作る場とするため、同植樹祭会場跡地及びその周辺を整備し、1998（H 10）年度に開園しました。

園内には、同植樹祭で天皇后両陛下がお手植えされた貴重な樹木のほか、多目的広場や展望台等が整備され、開園以来、2021（R3）年度までに累計約182万人が来園しています。

2019（R1）年度には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、第43回全国育樹祭（お手入れ行事）を開催しました。



第43回全国育樹祭お手入れ行事（沖縄県平和創造の森公園）

6 総合的な環境保全対策

(1) 環境影響評価制度の推進

環境影響評価制度は、事業の実施前にあらかじめ、事業が及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うもので、環

境影響評価実施要綱（1984（S 59）年8月閣議決定）に基づき、国などが関与する大規模な事業について環境影響評価の手続きが行われていました。

しかし、本島の豊かな自然環境は、開発等の影響に脆弱であり、島しょ性という地域特性を踏まえたきめ細かい環境配慮が必要なことから、1992（H4）年9月に沖縄県環境影響評価規程を制定しました。

また、規程をより実効性のあるものとするため、2000（H 12）年12月に沖縄県環境影響評価条例を制定しています。条例では、対象となる事業の種類や規模を見直し、規程よりもその範囲を拡大するとともに、自然公園等を特別配慮地域と定め、当該地域を含む事業については、より小さい規模から条例の対象としています。さらに、2018（H 30）年3月に、同条例を改正し、対象となる事業を追加するなど環境影響評価制度を推進しています。

なお、国においては、1997（H9）年6月に環境影響評価法を制定しています。

(2) 環境保全思想の普及啓発

ア『環境白書』の発行

私たち県民は、廃棄物の増大、自然や緑の減少、水質の汚濁といった身近な問題から、地球温暖化、オゾン層破壊といった地球レベルの問題まで、多種多様な環境問題に直面しています。

こうした環境問題に対処するためには、従来の規制による公害対策に加えて、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で自らの活動を見直し、環境への影響をできる限り少なくするよう自主的に取り組んでいくことが必要です。

本県では、県民の環境問題に対する理解と認識を深め、環境の保全及び創造のための具体的な行動を促すため、毎年、本県の環境の現状と対策について取りまとめた冊子「環境白書」を発行しています。

イ「おきなわアジェンダ 21」の推進

地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に対し、足元から取り組みを進めていくための行動計画として、2001（H 13）年5月に「みんなでつくる清ら島ーおきなわアジェンダ 21ー」を策定しました。

そして、同計画を全県的に推進するための母体として、事業者団体、市民団体、学識経験者、行政等のあらゆる主体の参加・協力のもと、2002（H 14）年8月に「おきなわアジェンダ 21 県民会議」を設立し、環境フェアや環境講演会の開催、環境ボランティア活動等の支援、環境月間（6月）等における普及啓発活動に取り組んできました。

今後も、同県民会議の参加会員による率先的な取り組みの推進、県内の団体・個人の環境保全活動への支援によって、

足元からの取り組みの輪を広げ、関係主体の相互連携を活発化することで、同計画を推進していきます。

(3) 沖縄県環境教育等推進行動計画の策定・推進

近年、多様化・複雑化する環境問題に効果的に対処するには、さまざまな主体が協働し、環境教育を体系的に推進する必要があります。このため、環境・教育行政関係者、学識経験者、民間団体、県民代表等の参画のもと、本県の環境教育を体系的にとりまとめた総合的計画である「沖縄県環境教育等推進行動計画」を2014（H 26）年に策定しました。また、同計画の進捗管理等を行うため、沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会を設置し、横断的かつ効果的に各種施策を展開しています。

(4) おきなわ環境教育プログラム集の作成

学校現場等における環境教育の実践に役立つ教材として、地域の環境特性や児童生徒の発達に応じて活用できる体験型プログラム『おきなわ環境教育プログラム集』（2019（R1）年改定）を作成しています。

そして、学校や地域における学習会や観察会等での同プログラムの活用を支援することで、環境教育の充実に取り組んでいます。



(5) 学校現場における指導者の育成

各学校における環境教育の一層の充実を図るため、環境部と県立総合教育センターが連携して、小・中・高・特別支援学校教員を対象とした環境学習指導講座を開催し、沖縄県環境教育プログラムの活用方法を伝達するなど、環境学習に関する指導技術の向上を支援しています。

(6) 沖縄県地域環境センターによる環境保全啓発活動の実施

本県の環境教育の活動拠点として、1990（H2）年度に「沖縄県地域環境センター」を設置し、出前講座や自然観察会、啓発イベント等の環境保全啓発活動を実施するとともに、県民・民間団体・事業者等の自主的な環境保全活動のサポートや環境情報・環境イベントの情報提供を行うなど、県民の環境保全に関する理解や意識の向上に取り組んでいます。

2021（R3）年度のセンター来館者数は2,239人、出前講座等の環境保全啓発活動の参加者延べ人数は4,168人（啓発活動回数79回）となっています。

今後も、各対象者に応じた環境保全活動を展開し、さらなる環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動の促進に取り組めます。

沖縄県地域環境センターの活動状況（H29～R3年度）

	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	合計
環境保全活動回数	65	61	74	65	79	344
環境保全活動参加者延べ人数	6,277	5,914	7,951	3,011	4,168	27,321
沖縄県地域環境センター来場者総数	4,337	4,165	4,215	2,930	2,239	17,886

おわりに

沖縄県は、国内唯一の亜熱帯海洋性気候となっており多様な地質や地形の下、島しょという地理的環境により生き物が独自の進化を遂げ、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコ等多くの固有種を含む希少な動植物が生息・生育する生物多様性豊かな自然環境を育んでいます。その普遍的価値が認められ2021（R3）年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されました。しかしながら、各種開発等による自然破壊、外来生物等による生態系の攪乱、赤土等流出や白化現象によるサンゴ礁の荒廃、海岸漂着物問題など、さまざまな課題を抱えています。

環境基本法をはじめとする国の制度の枠組みや、SDGsなどの世界的な潮流を踏まえながら、本県の環境分野に関する施策を総合的に推進していきます。

子ども生活福祉部のあゆみ



はじめに

本県の福祉行政は、先の大戦による戦災の中から戦争難民救済事業として始まり、福祉関係各種法令及び制度を徐々に整えてきましたが、四半世紀にわたる施政権の分離のため、本土との格差は各分野において拡大していました。

復帰に伴い本土の各種法令、制度が適用され、また、5次にわたる沖縄振興開発計画等により、社会福祉施設の整備をはじめ、各種福祉施策は飛躍的に拡充しました。

本土復帰から50年が経過し、その間、わが国の社会経済環境も大きく変化してきました。

本県においては、1998（H10）年4月、本格的な少子高齢化社会の到来を間近に控え、福祉、保健・医療行政が有機的に連携した施策を総合的に推進するため、それまでの生活福祉部の福祉部門と、環境保健部の保健・医療部門を統合した福祉保健部を創設し、時代の求めに対応した組織体制の強化を図りました。

2014（H26）年4月には、子育て支援をさらに強化するとともに、生活行政と福祉行政の連携による切れ目のない県民への支援を実現するため、子ども生活福祉部を創設し、「沖縄らしい優しい社会の構築」に向けた取り組みを推進しています。

これからも、児童、高齢者、障害者等の福祉、生活困窮者等への支援等の従来の取り組みに加え、子どもの貧困対策、ヤングケアラーへの支援、感染症の流行に伴う生活環境の変

化への対応等、新たな課題に取り組む中で、支援を必要とする県民のニーズを丁寧にくみ取り、子どもから高齢者まで全ての県民が安全・安心かつ健やかに暮らせるよう、福祉の向上を図っていきます。

1 地域福祉等

(1) 地域福祉

全ての県民が、住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らしていくことができるようにするためには、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、一人ひとりが地域の一員として役割や生きがいを持って社会に参加し、互いに支え合いながら、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が必要です。そのため、県では、2016（H28）年3月に「沖縄県地域福祉支援計画」を策定し、「ユイマール」や、「イチャリパチョーデー」に象徴される県民の心に根ざした相互扶助の精神を発展させ、安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築を目指して、各種施策を展開してきました。また、2022（R4）年3月に同計画を改定し、地域福祉を支える人材育成など、引き続き取り組むことが必要な課題に加え、市町村における包括的な支援体制づくりへの支援や、多様な主体が協働し支え合う地域づくり、及び複合的な課題に対応できる福祉基盤づくり等に取り組ん

でいくこととしています。

地域福祉を手助けする民間のボランティアである民生委員・児童委員は、復帰時934人でしたが、2022（R4）年度の全国一斉改選で県全体の定数は、区域担当が2,288人、主任児童委員が193人の合計2,481人となっており、厚生労働大臣から委嘱を受け、「地域の身近な相談相手」として、重要な役割を担っています。

地域福祉の現場に根ざした組織である社会福祉協議会は、地域の福祉課題に取り組み、各種相談支援事業、高齢者等の居場所づくりや見守り活動など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

沖縄県社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るための広域的な事業を実施しており、福祉サービス利用者の利益を保護する体制を確立するため、日常生活自立支援事業では、利用者の生活圏域で、よりきめ細やかなニーズに対応できる仕組みとするため、相談業務や福祉サービス提供業務等を県社協から全市町村社協への委託により実施しているほか、「福祉サービス運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する苦情解決のための事業を行い、福祉サービスの適切な利用または提供を支援しています。

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、2020（R2）年の社会福祉法改正により、市町村における包括的な支援体制の整備を具現化する一つの手法として、重層的支援体制整備事業が創設されました。都道府県においては、市町村が重層事業の実施などによる包括的な支援体制の整備を適正かつ円滑に行えるよう、後方支援を行うことが責務とされ、県では、市町村後方支援事業として、地域住民を見守り、支えるネットワーク形成促進事業（ゆいまーる事業）を実施しています。

また、地域におけるボランティアの重要性が増しており、県民一人ひとりが主体的に活動できるようボランティア養成等の事業を実施しています。2022（R4）年度現在、把握されているボランティアは、712団体2万9,168人で、幅広い活動を展開しています。

福祉人材研修センターでは、社会福祉従事者の確保を図るため、福祉人材の育成・就職の援助や、介護福祉士修学資金等貸付事業等を実施しています。2021（R3）年度末時点で、3,626件の就職件数があり、延べ1,990人に修学資金や就職支援金等の貸し付けを行っています。

喀痰吸引等制度は、在宅や施設で暮らす高齢者や障害者の痰の吸引や経管栄養を介護職員等が実施するための制度であり、県では、2012（H24）年度より現場の介護職員向けや指導する立場となる看護師向けの研修を実施するとともに、安全にケアが提供できるよう事業所等の相談対応を行っています。

生活福祉資金貸付制度は、セーフティーネット施策の一つとして低所得者、高齢者、身体障害者等に対し、資金の貸し付

けに必要な相談支援を行うことにより、経済的自立、社会参加の促進、安定した生活が送れるようにすることを目的としており、2021（R3）年度末時点で、3万1,416件、約162億円の貸し付けを行っています。2020（R2）年3月からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯向けに緊急小口貸付等の特例貸付が実施され、2022（R4）年9月末の受付終了までに延べ15万件、約596億円の貸し付けを行いました。

県では、災害時における高齢者や障害者等の要配慮者に対する迅速かつ適切な避難支援の確保を図るため、市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成支援を行うとともに、大規模な災害発生時に避難所に駆けつけ、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等の災害時要配慮者の避難生活支援を行う沖縄県災害派遣福祉チーム（DWAT おきなわ）を2020（R2）年3月に発足するなど、災害時における福祉支援体制の整備を行っています。

また、県民の社会福祉に対する理解を深め、福祉活動に関する積極的な参加を促進するため、民間福祉活動の振興や福祉人材の養成・研修など複合的な機能を備えた地域福祉を推進する拠点施設として、「沖縄県総合福祉センター」を2003（H15）年2月に設置し、地域に密着した福祉施策を展開しています。

(2) 厚生年金

沖縄の厚生年金保険制度は、本県が米国の施政権下に置かれたことにより、本土に比べて制度の発足が遅れました。

この制度発足の遅れによる格差の是正については、復帰時の特別措置及び1990（H2）年の特例措置がなされましたが、一部の者に限られたことや、是正する期間が短かったことから格差は解消されず、県内各界からさらに是正を求める強い要望が出されました。これを受けて、県では国と調整を重ねた結果、1994（H6）年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」において、復帰特別措置法の一部も改正されることとなり、過去の空白期間に相当する保険料の納付が可能となるなど格差是正が図られました。

そして、1995（H7）年4月から2000（H12）年3月まで特例措置が実施され、この間、3万5,473人が保険料を納付しました。

2 生活福祉

(1) 生活保護の実施体制

復帰前において生活保護制度の実施は、琉球政府の設置した本島3カ所、宮古、八重山各1カ所の合計5カ所の福祉事務所が行っていました。1972（S47）年の復帰を起点として、社会福祉事業法（現・社会福祉法）が適用されたことに伴い、各市に福祉事務所が設置され、郡部を担当する県の5カ所の

福祉事務所と併せて、現在 16 カ所の福祉事務所が保護の実施機関となっています。

生活保護法に基づく保護施設は、1972（S 47）年9月に「いしみね救護園」、1977（S 52）年4月に「よみたん救護園」が整備され、2カ所（定員 150 人）となっています。宿所提供施設は、那覇市と沖縄市に2カ所設置されていましたが、沖縄市の施設は 1992（H 4）年4月に、那覇市の施設は 2000（H 12）年 10 月にそれぞれ廃止されています。

（2）生活保護の動向等

生活保護率は、復帰後の県経済の成長とともに 1972（S 47）年度（30.93%）から 1976（S 51）年度までは減少を続けましたが、1977（S 52）年度から沖縄国際海洋博覧会開催後の経済不況を反映して増加に転じ、1979（S 54）年度（28.75%）にピークに達しました。1982（S 57）年度から県経済の安定等により、1996（H 8）年度（12.66%）までは再び減少傾向で推移しましたが、1997（H 9）年度以降増加に転じ、2008（H 20）年の世界金融危機後の 2010（H 22）年度には 20% を超え（20.53%）、2022（R 4）年3月には 26.45% となっています。全国的には、高保護率県に位置し、2022（R 4）年3月と比較すると、全国平均 16.2% の約 1.6 倍の保護率となっています。

また、県及び各市では、2015（H 27）年に施行された生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援法に基づく、生活や就労等総合的な相談に応じる支援員を配置したワンストップ型の自立相談支援機関を設置し、県内 19 カ所（2022（R 4）年度現在）に設けた同制度の相談窓口において、困りごとや不安を抱えている方からの相談を幅広く受け付けています。その上で、関係機関と連携しながら、住居確保給付金の支給、就労・家計改善支援等や生活保護を含む各種支援策へのつなぎなど、一人ひとりの状況にあわせた包括的な支援を実施しています。

3 援護

（1）遺家族等援護

戦没者遺族等の援護は、恩給法によるほか、援護法（戦傷病者戦没者遺族等援護法）、特別慰霊金支給法、各特別給付金支給法等により行われています。

援護法は、1952（S 27）年4月の講和条約の発効と前後して公布されていますが、1958（S 33）年の法改正によって準軍属制度が新設され、沖縄地域の戦闘参加者にも遺族給付金等が支給されることになる等、逐年の法改正により年金の増額・遺族範囲の拡大等が図られました。特に本県の場合、1981（S 56）年 10 月から6歳未満児の戦闘参加者にも援護法が適用されたことにより、取り扱い件数も増加しました。

また、1977（S 52）年には「対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱」が定められ、対馬丸に乗船し死亡した疎開学童の遺族に対し、特別支出金が支給されましたが、2021（R 3）年度には、受給条件に該当する方がいなくなったことから、本支出金事業は終了しました。

（2）戦没者慰霊

先の大戦において、本県では国内で唯一、住民を巻きこんだ地上戦が展開され、20 万人余の貴い生命が失われました。これらの御霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を希求するため、1952（S 27）年8月 19 日に「全琉戦没者追悼式」が琉球大学広場で初めて行われました。1961（S 36）年には「慰霊の日」が制定され、1964（S 39）年から毎年「慰霊の日」に糸満市の摩文仁で「沖縄全戦没者追悼式」が挙行されています。

（3）遺骨収集

戦没者の遺骨の収集は、終戦後、いち早く地元住民によって始められました。その後、市町村、ボランティア等により組織的に行われ、大部分の遺骨が収骨されました。

県は、1956（S 31）年から当時の琉球政府において遺骨収集業務を国から委託され、山野の開発等で発見される遺骨の収集にあたってきたところですが、埋没壕のような機械力を要する場所等については、1972（S 47）年度から国が直接、遺骨収集業務を実施しています。

戦後 70 年が経過し、遺族等の高齢化が進むなか、いまだ多くの遺骨の収集が行われていない現状を踏まえ、2016（H 28）年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律では、戦没者遺骨の収集の推進に関する施策を総合的に策定し、かつ確実に実施することや 2016（H 28）年度からの9年間を集中実施期間と定め、計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずることなどが、国の責務として明確に位置づけられました。

なお、収骨対象数 18 万 8,136 柱のうち、2020（R 2）年 3 月末までに収集された柱数は 18 万 5,311 柱であり、今なお 2,825 柱が未収骨となっています。

4 高齢者福祉及び介護保険制度

急速な高齢化社会に対応し、本県における望ましい長寿社会を築いていくための指針として、1988（S 63）年に「人生 80 年かりゆしプラン」（沖縄県長寿社会対策大綱）を策定、1994（H 6）年には、本県の地域性を加味した、保健福祉サービスの目標を定めた「沖縄県老人保健福祉計画」が策定され、高齢者の保健福祉サービスの計画的な整備に努め、一定の成果を得ることができました。さらに、2000（H 12）年4月から

介護保険制度が創設されたことから、新たに「県介護保険事業支援計画」を包含する総合的な計画として「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定しており、現在では第8期計画となっています。

第8期計画では、沖縄の目指す高齢社会の実現に向けた基本理念を掲げており、「高齢者だれもが住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会の実現～地域包括ケアシステムの推進～」を基本理念に掲げ、高齢者の生きがいづくりや健康・尊厳の保持及び適切な支援サービスの供給を推進し、地域全体で高齢者の生活を支えていく「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを地域の実情に応じて進化・推進することとしています。

高齢者の大部分は、介護を必要としない元気な高齢者であり、これらの元気な高齢者の健康と生きがいづくりのため、県は老人クラブに対しスポーツ大会や老人芸能祭等の補助金を交付しているほか、沖縄県社会福祉協議会に業務を委託して「沖縄ねりんピック」及び「かりゆし美術展」の開催、「全国健康福祉祭」への選手派遣等を行っています。また、1991（H 3）年に設置した「かりゆし長寿大学校」においては 2021（R 3）年度末までに 3,986 人の卒業生を輩出し、地域社会の高齢者リーダー養成に努めています。



2022（R 4）年 全国ねりんピック沖縄県選手団結団式



2022（R 4）年度 沖縄県かりゆし長寿大学校入学式

施設福祉においては、1949（S 24）年に、身寄りのない老人や、家庭で養護を受けることが困難な老人を入所させ養護

する老人ホームとして、首里厚生園が開設されましたが、復帰前後まで県立の5施設のみでした。1973（S 48）年には社会福祉法人による特別養護老人ホームが設立され、その後急速かつ大幅な増加を続け、2021（R 3）年度末には、78 施設、定員 5,031 人となっています。その中には、伊江島、伊良部島、久米島、伊是名島、西表島、粟国島及び与那国島の小規模特別養護老人ホームの整備が含まれています。また、老朽化した特別養護老人ホームについては、順次、改築を進めています。

高齢者の住まいとしては、有料老人ホームの増加が近年顕著となっており、サービスの質の維持・向上を図るため、集団指導の開催や、定期的な立ち入り検査を実施するとともに、選択する際の参考となるよう、各有料老人ホームの施設概要・利用料金等を県ホームページで公表し、県民に情報を提供しています。

老人保健施設は、高齢者の心身の自立を支援し、病院から家庭への橋渡しを行う中間施設として、1987（S 62）年1月に制度化されましたが、本県では、1989（H 1）年に南風原町で開設されて以来、2022（R 4）年 10 月末まで 43 カ所が開設されています。また、老人保健施設は、1999（H 11）年度まで老人保健法に規定されていましたが、今では、介護保険法に規定が移され、介護老人保健施設として介護保険給付の施設サービスの一つとなっています。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして 2000（H 12）年度に創設されて以来 22 年が経過し、その間、介護サービスの充実や地域包括ケアの推進に向けた改正等が行われてきました。

本県においても、2022（R 4）年3月末現在で、第1号被保険者（65 歳以上の高齢者）34 万 1 人に対し、要介護（要支援）認定者が 6 万 433 人、介護サービス受給者が 4 万 8,958 人、また、介護サービス事業者の数は 2022（R 4）年4月1日現在で 2,662 となり、高齢者の介護に無くてはならないものとして定着、発展しています。

本県は、全国と比較して在宅サービスの利用が多いことなどにより、第1号被保険者が負担する保険料も都道府県別の平均で最も高い水準となっています。

このため、県では、質の高い介護サービスの提供と持続可能な制度運営の両立に向けて、介護保険の実施主体である市町村の制度運営のほか、介護予防や介護給付の適正化等の取り組みについても支援を行っています。また、制度の適正な実施に向けて、介護支援専門員をはじめ、認定調査員、認定審査会委員、主治医の研修等を実施するなど、保険者である市町村や事業者に対して運営指導等も行っています。

5 青少年・児童・母子福祉

(1) 青少年健全育成

県では、誰もが安心して子育てができる環境づくりとして、青少年の健全育成や、困難を有する子ども・若者やその家族等への支援など、青少年に関する施策の充実強化を図っています。青少年の健全育成のための事業としては、年3回(春、夏、年末年始)の「青少年育成県民運動」や青少年の深夜はいかいを防止し、本県の夜型社会を是正するための『「青少年の深夜はいかいは防止し」』『「二十歳未満者飲酒防止」県民一斉行動』を実施しています。

また、国際児童年である1979(S54)年以降、次代を担う青少年育成のための交流事業「少年の船」事業(2003(H15)年度以降は「フレンドシップイン九州」)を毎年実施しており、2016(H28)年度からは、新たに「沖縄・兵庫県青少年交流事業」を実施しています。

さらに、不登校やひきこもり、ニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対する支援として、2013(H25)年に「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を設置したほか、2014(H26)年には、子ども・若者総合相談センター「sorae(ソラエ)」を県総合福祉センター内に開所し、子ども・若者からのさまざまな相談に対応しています。加えて、2021(R3)年度には、北部圏域の支援体制の充実を図るため、「ソラエなご」を新たに設置しています。



沖縄・兵庫県青少年交流事業

(2) 児童福祉

全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有することを理念とし、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うものとされています。

児童は本来、快適な家庭環境において保護者のもとで、健全に育成されることが望ましいですが、保護者がいない、また

は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、公的責任で各種の対策を講じています。

児童相談所は、児童に関する諸問題について相談に応じ、児童とその家族について、必要な社会調査を行い、医学的、心理的観点など総合的な観点から判定を行い、必要な指導や施設入所措置、里親等への委託措置を行うとともに、市町村への助言・援助を行っています。

復帰前は、中央児童相談所1カ所のみでの設置でしたが、1972(S47)年にコザ児童相談所を設置するとともに、2007(H19)年度には八重山に、2016(H28)年度には宮古にそれぞれ中央児童相談所の分室を設置し、現在は2相談所2分室で業務を行っています。

また、増加する児童虐待問題に対応するため、2005(H17)年に「おきなわ子ども虐待ホットライン」を開設し、24時間365日の相談体制を整備しました。

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させ、養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする児童養護施設も復帰前の3カ所から8カ所に増設しています。

あわせて、要保護児童に対する家庭的な養育環境の場を提供するため、里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の新規開拓や里親委託の推進を図っています。

2018(H30)年には、社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、または保護者の元から通わせ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする、児童心理治療施設を設置しました。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済格差の広がり等に伴う家庭や地域社会における養育力の低下が指摘され、とりわけ本県では、子どもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があります。このような保護者が十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがあるという認識の下、子どもの権利を普及啓発し、社会全体で子どもの権利と虐待防止の理解を深め、その取り組みを推進し、虐待から子どもを断固として守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、2020(R2)年3月に「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定しました。

また、子どもの意見表明のための仕組みづくりや、ヤングケアラー、特定妊婦の居場所づくりなどの新たな課題への対応も求められています。

(3) ひとり親家庭の福祉等

復帰時から母子家庭の生活の安定を図ることを目的として、

児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸し付けを行いました。1985(S60)年度から母子家庭へ介護人(ヘルパー)を派遣する事業、1994(H6)年度から母子及び父子家庭等医療費助成事業、2004(H16)年度から国家資格取得を促進する事業がスタートしました。

父子家庭については、1989(H1)年度から介護人を派遣する事業が、2010(H22)年度から児童扶養手当の支給が、2013(H25)年度から国家資格取得を促進する事業が、2014(H26)年度から母子父子寡婦福祉資金の貸し付けが、父子家庭も対象となりました。

2012(H24)年度からは、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことができることを目的として、民間アパートを活用し、生活支援、就労支援、子育て支援、子どもへの学習支援など各家庭に応じた総合的な支援を実施しています。

そのほか、ひとり親家庭の各種相談に応じる事業や、就労支援、情報提供を行っています。

また、本県は、復帰に伴う売春防止法の全面適用により設置した婦人相談所(現在の女性相談所)やDV防止法の施行に伴い、2002(H14)年から実施している配偶者暴力相談支援センター等において、家庭不和、DV等さまざまな相談や一時保護及び自立支援業務に取り組んできました。一方で、近年の女性が抱える問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するため、従来の枠組みが見直され、新たな法的枠組みとして、2022(R4)年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されました。2024(R6)年4月から施行される新法の下で困難な問題を抱える女性の福祉が増進されるよう、多様な施策に取り組んでいきます。

6 子どもの貧困対策

2006(H18)年7月、経済協力開発機構(OECD)が「対日経済審査報告書」の中で、日本の子どもの貧困率が上昇しており、働くひとり親の半数以上が相対的貧困の状態にあることなどを報告して以降、日本でも子どもの貧困問題への関心が高まりました。

背景には、日本において、厳しい経済・雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的変化があります。

このような中で、2014(H26)年1月、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を実施することと併せて「子どもの貧困対策計画」の策定に努めることが定められました。

(1) 沖縄県子どもの貧困対策計画

県では県民の生活実態に即した計画を策定するために、2015(H27)年11月に子どもの貧困実態調査を実施しました。この調査において、本県における子どもの相対的貧困率は29.9%(2014(H26)年に公表された全国の子どもの相対的貧困率16.3%の1.8倍)と算出され、約3人に1人が貧困状態にあるという厳しい実態が明らかになりました。

このように、本県では全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にあることから、2016(H28)年3月に子どものライフステージに沿った、切れ目のない総合的な支援を行うための「沖縄県子どもの貧困対策計画」(2016(H28)年~2021(R3)年。以下「計画」という)を策定し、41の指標や子どもの貧困問題の解消に向けて取り組むべき160の重点施策を定め、子どもの貧困対策を推進してきました。

子どもの貧困対策を推進するにあたり、計画的かつ効果的に事業を実施するために、2016(H28)年3月に「沖縄子どもの貧困対策推進基金」を設置。30億円を積み立て、2016(H28)年度から2021(R3)年度までの6年間で、県においては子どもの生活実態調査や就学援助制度の周知広報など、市町村においては、就学援助の充実や放課後児童クラブ利用料負担軽減などを実施してきました。

また、全国に比べ特に深刻な本県の子どもの貧困の状況に対応するために、内閣府においても、2016(H28)年度以降「沖縄子供の貧困緊急対策事業」として毎年度10億円以上の事業費が確保され、県では本事業費により子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所の運営支援、拠点型子供の居場所の運営などを実施してきました。

さらに、2012(H24)年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、準要保護世帯等の子どもたちに対し、無料塾を設置し学習支援を行う「子育て総合支援事業」等を実施しています。

(2) 子どもの未来県民会議

沖縄の未来を創造する子どもたちが、安心して暮らし、夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指すためには、県民の幅広い理解と協力を得て社会全体で取り組んでいく必要があります。そのため、県が県内各界の関係団体等に呼びかけ、2016(H28)年6月に「沖縄子どもの未来県民会議」(会長・知事)を設立しました(構成団体115団体(2022(R4)年現在))。

「沖縄子どもの未来県民会議」は、企業等からの寄付金やサポーター会員を募り、これらの収入を子どもの貧困解消の推進や、県民への広報・啓発活動などの事業に充てることとしており、これにより、児童養護施設等を退所する者や、里親の委託措置を解除される者を対象に大学や専門学校等への進学

にかかる入学金・授業料、教材費等を給付する「子どもに寄り添う給付型奨学金事業」や、企業等から提供を受けた食料品を子どもの居場所等に届ける「おきなわこども未来ランチサポート事業」などを実施しています。



2019（R1）年度 沖縄子どもの未来県民会議総会

（3）沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）

計画の最終年度である2021（R3）年度に、計画期間中の目標値の達成状況や重点施策の取組状況、成果や課題などについて、福祉、教育、医療、学識等の外部有識者等で構成する「沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議」の分析・評価を踏まえて、最終評価を行いました。

最終評価では、各重点施策に取り組んできたことにより、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の向上、高校・大学等の進学率の上昇、正規雇用者の割合の増加、困窮世帯の割合の低下など、一定の成果がみられました。他方、困窮世帯の割合の改善状況は十分とは言えず、全国との差は縮小したものの、依然として高校・大学の進学率は低く、若年無業者率は高くなっており、子どもの貧困の連鎖の解消に向けて、なお課題が残されていることがわかりました。

この最終評価の結果から、これまで効果を上げてきた重点施策等については、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて目標設定を見直し、その達成に必要な取り組みの推進、深化を図るとともに、目標達成に必ずしもつながらなかった重点施策等については、実効性の確保に向け、既存の取り組みの継続の是非や新たな取り組みの検討を含め、改善、見直しを行いました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢への影響や幼児教育・高等教育無償化の開始、「子どもの貧困対策に関する大綱」（2019（R1）年閣議決定）で追加された指標、若年無業者やヤングケアラーなどの把握することが困難な子どもへの支援など、新たな課題を踏まえ、2022（R4）年3月に第2期子どもの貧困対策計画を策定しました。

第2期子どもの貧困対策計画は2022（R4）年度から2026（R8）年度までの5年間を期間とし、45の指標と165の重点

施策を掲げ、(1)子どもにつながり、支援につなげる仕組みの構築、(2)親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、(3)関係機関による連携と県民運動としての展開に取り組むとしています。また、子どもの貧困対策を継続的かつ安定的に推進するために、2022（R4）年度に「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を60億円規模に積み増し、設置期間を2031（R13）年度まで延長しました。

2021（R3）年度県民意識調査の結果において、県が特に重点をおいて取り組むべき施策として「子どもの貧困対策」が42.1%と突出して高くなっており、子どもの貧困問題に関する県民の関心の高さとその重要性があらためて示されました。また、2022（R4）年5月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」においても、子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進を基本施策と位置づけています。

社会の一番の宝である子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長していける「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現に向け、国や市町村、関係団体と連携し、あらゆる角度から切れ目のない支援に取り組んでいきます。

7 子育て支援

（1）保育所の整備等

復帰時の保育所数は94カ所（定員6,401人）で、当時の類似県平均の220カ所（定員1万6,287人）の42.7%（定員39.3%）の水準であるなど、子どもの受け入れ体制の整備は遅れていました。

復帰以降は、「沖縄振興開発特別措置法」の高率補助制度を活用した保育所整備に取り組んだ結果、1982（S57）年には305カ所（定員2万1,617人）となり、復帰時の約3.2倍（定員数で約3.4倍）まで拡充しました。

その後も保育所の整備を進めましたが、整備を上回る保育ニーズがあったことから、1997（H9）年度には待機率が13.4%とこれまで最大となり、全国の2.5%と比べても高い水準となりました。

このような背景から、県では、1997（H9）年に策定した「おきなわ子どもプラン」を皮切りに、2002（H14）年「新おきなわ子どもプラン」、2005（H17）年「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援行動計画・前期）」、2010（H22）年「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援行動計画・後期）」、2015（H27）年には「黄金っ子応援プラン（第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、保育所等の整備を含む総合的な子育て支援施策を展開してきました。

本県では、復帰以降、出生率及び合計特殊出生率が全国一を維持していることや、女性の社会参加や核家族化の進展、

2019（R1）年からスタートした幼児教育・保育の無償化などの影響により、保育所等のニーズは依然と高い状況となっています。

2020（R2）年4月からは、本県の子ども・子育ての基本方針となる「第2期黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」をスタートさせ、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村と連携して計画的に取り組んでいます。

その結果、2022（R4）年4月の保育所数は880カ所（定員6万6,414人）と、復帰時の約9.4倍（定員数で約10.4倍）に拡充しました。また、待機児童数は7年連続で減少し、439人となりました。

（2）保育士の育成・確保

2001（H13）年に保育士の資格が任用資格から国家資格となったことにより、その地位は飛躍的に向上しました。

本県の保育士の育成は、1965（S40）年の沖縄キリスト教短期大学の保育養成校指定に始まり、1969（S44）年には沖縄女子短期大学が指定されました。その後、三つの専門学校が指定され、2022（R4）年4月現在、指定保育士養成施設は5校、定員は計1,092人となっています。

保育士試験については、2004（H16）年から全国統一試験が年1回行われてきたことに加えて、本県では、2015（H27）年に国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士試験を独自に実施しました。2016（H28）年からは、全国統一試験が年2回行われるとともに、2017（H29）年からは、沖縄本島の会場に加えて宮古島・石垣島での試験を実施しています。

これらの取り組みにより、本県の保育士登録者数は、2007（H19）年以降は毎年1,000人程度の登録があり、2022（R4）年4月時点で2万7,513人が登録されています。

その一方で、同年4月現在、保育従事者の数は1万1,454人に留まっており、県内保育所等の約22%にあたる187施設において、定員に必要な保育士406人が確保できず、1,669人の定員割れが生じています。

県では、保育士の育成・確保に向け、修学資金や就職準備金の貸し付け、市町村が行う保育士確保の取り組みを支援するとともに、保育士の処遇や労働環境の改善に取り組んでいます。さらに、沖縄振興特別推進交付金を活用して沖縄県保育士・保育所総合支援センターを設置し、潜在保育士の就労ニーズに応じた復職支援を行っています。

（3）放課後児童クラブの整備

米軍統治の時代が長く続いた本県においては、社会福祉の基盤整備が進まず、放課後児童クラブは必要に迫られる形で保護者などが主体となって整備が進められました。

放課後児童クラブは、1997（H9）年度の児童福祉法の改

正に伴う法定化以降、累次の計画に基づき、急速に整備が進められてきました。2012（H24）年度以降は、沖縄振興特別推進交付金を活用して公的施設を活用した放課後児童クラブの整備や環境改善等を推進することにより、放課後児童クラブの設置を加速させてきました。

（4）保育を取り巻く課題等

喫緊の課題は、待機児童の解消に向けた保育士の育成・確保です。

平行して、近年の核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童と家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスの提供体制を構築することが求められています。

一方、長期的には少子化の進展に伴い、保育所の定員充足率が低減することが想定されることから、定員に空きが生じる保育所等の多機能化を進めるなど、地域の子育て支援における保育所の果たすべき役割について、国の動向や全国的な議論を踏まえながら、そのあり方について検討を行う必要があります。

8 障害児（者）の福祉

本県の心身障害児（者）の福祉は、復帰以前は、琉球政府が身体障害者福祉法、児童福祉法及び精神薄弱者福祉法を本土の相当法に倣って制定し、施策を行っていましたが、法定の施設、機関の組織や設備が十分に整わず、障害者に対する施策・措置等の内容や運営にも本土との格差がありました。

復帰に伴い「沖縄振興開発特別措置法」が制定され、同法に基づく施設整備をはじめ障害者に対する福祉諸施策が急速に拡充強化されました。

しかしながら、県内の障害者は高齢化、社会環境の変化に伴い、年々増加の傾向にあります。2022（R4）年3月末現在、県内の身体障害者手帳の交付者数は6万8,276人、療育手帳（知的障害）は1万7,259人となっており、障害者本人の意思決定を最大限考慮し、個々のニーズに適したサービス提供が求められています。

県においては、国の障害者施策の見直しや、新たな国内法の制定・改正等の社会情勢変化やこれまでの障害者基本計画の進捗状況を踏まえた「第5次沖縄県障害者基本計画」を2022（R4）年3月に策定し、障害者が地域社会の一員として、生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向けた障害者施策を実施しています。

障害福祉サービス等の提供体制の整備については、今後のサービス必要量（見込み量）を確保することを基本とした事業所指定による基盤整備を行っており、2022（R4）年4月1日

現在、県内の指定障害福祉サービス等事業所の総数は、3,330事業所となるなど、サービス提供体制の大幅な拡大、充実が図られてきました。

また、障害者の地域移行を促進するため、障害福祉圏域アドバイザー配置による地域生活支援拠点等の整備促進及びコーディネーター配置による精神障害者の地域移行・地域定着の促進に取り組むほか、障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者の医療費助成や軽度・中度等難聴児の補聴器の購入助成、発達障害者及び医療的ケア児等に対する総合的支援の拡充等に取り組んでいます。

さらに、社会参加促進施策の一環としての障害者スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等の促進にも取り組んでおり、各種スポーツ大会や障害者福祉展等を実施したことにより、身体障害、知的障害、精神障害といった、障害の種別に関わらず、多くの障害者の社会参加の促進が図られてきました。



美ら島おきなわ文化祭 2022 開会式（第 37 回国民文化祭・第 22 回全国障害者芸術・文化祭）



第 58 回 沖縄県身体障害者スポーツ大会（2022（R4）年）

1997（H9）年3月には、不特定多数の者が利用する建築物や道路、公園におけるバリアフリー化を目指した「沖縄県福祉のまちづくり条例」を制定しました。同条例に基づく適合施設は、2021（R3）年3月末時点で、1,690施設等となっており、障害者や高齢者が利用しやすい施設等が増えるなど、福祉のまちづくりの進展が図られています。

また、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野で参画できる共生社会の実現を目的

とした「沖縄県障害もある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」（共生社会条例）を 2013（H 25）年3月に制定し、障害を理由とする差別解消や障害者理解促進を図っています。

2022（R 4）年7月からは、公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を障害者や高齢者、妊産婦等のうち歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定して利用証を交付するちゅらパーキング利用証制度を導入し、駐車区画の適正利用を進めています。

県では、障害があっても、地域社会で自らの意思決定に基づき自立した生活を送ることができるよう、障害の有無に関わらず共に支え合う共生社会の構築を図るとともに、障害者の自立・社会参加の拡大、保健・医療・福祉サービスの充実等を総合的に推進していく必要があることから、市町村、関係機関等と連携して障害児（者）の福祉の向上に努めていきます。

9 県民生活

(1) 消費者行政

復帰前の消費者行政は、行政組織及び関係法令等の整備がされていなかったため、消費者行政の諸施策は関係部局で個々に推進していました。

一方、ほとんどの生活関連物資を輸入に依存し、貿易・為替制度も本土とは異なり、県民の消費生活に関する意識も他県より大きく遅れていました。

複雑困難な消費者問題へ対応するため、復帰時に、企画部に県民室（翌年度、県民生活課に名称変更）と消費生活センターを設置して消費者行政の組織体制を整え、さらに 1980（S 55）年度には宮古、八重山に消費生活センターの分室を設置し、組織の充実強化を図りました。その後、組織改編に伴う所属部の変更等を経て、2015（H 27）年度から「消費・くらし安全課」に名称変更しました。

施策面においては、時代とともに変化する消費者を取り巻く社会情勢や時々の消費者問題に対応したさまざまな立法動向を踏まえ、2004（H 16）年に消費者保護基本法が消費者基本法に改正され、消費者の権利の尊重、消費者の自立支援を基本理念とした施策の展開が求められました。県においては消費者基本法を踏まえ、2005（H 17）年に沖縄県消費生活条例を改正し、法の理念や消費者に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための消費者基本計画を策定することを規定し、2007（H 19）年度に「第1次沖縄県消費者基本計画」を策定し、県民の消費生活の安定及び向上のための施策を計画的に進めてきました。

2022（R 4）年3月に策定した「第4次沖縄県消費者基本計画」においては、高齢化の進行に伴う消費者被害、成年年齢引き下げに伴う若年者の消費者被害、ICTの急速な普及や高度化に伴う電子商取引における消費者トラブル等を踏まえた

施策を推進しています。さらに、持続可能な社会の実現に向け、消費者が自らの行動が今後の経済社会や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、食品ロスの削減やエシカル消費（地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動）などに積極的に参画するための施策を推進しています。

また、消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費者の苦情相談に対処するとともに、自立する消費者を育成するため、消費者支援担い手講座、消費生活講座等の消費者教育を実施しています。そのほか、県民が自らのアイデアにより、真に豊かな消費生活を営んでいくための知識や情報を得られるようにするため、啓発誌の発行、パネル展の実施や、ホームページでの情報提供を実施しています。

食品ロス 減らして増やそう ゆいまーる



沖縄県食品ロス削減 県民運動ロゴマーク



ちゅらさん運動ロゴマーク

(2) NPO 等市民活動

特定非営利活動促進法（NPO 法）が、1998（H 10）年3月に成立し、同年12月に施行されました。県では、特定非営利活動促進法施行条例を制定（同年12月施行）し、法人設立の認証等を行ってきました。

2003（H 15）年6月に NPO 等の活動拠点として、「沖縄県 NPO プラザ」を設置するとともに、同年7月に「沖縄県 NPO 活動促進のための基本指針」を策定し、県民の積極的かつ主体的な NPO 活動を促進しました。

また、2008（H 20）年3月に「沖縄県 NPO との協働指針」を策定し、NPO と県との協働を推進するための基本的な考え方や推進の方策を明らかにしました。

(3) 交通安全

県では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、過去 11 次にわたる交通安全計画（1972（S 47）年度第1次～ 2021（R3）年度第11次）を策定し、国・市町村等の関係機関及び関係団体の協力の下、「日本一交通安全な沖縄県」を目指して交通安全対策を実施してきました。

また、県では、飲酒運転絡みの人身・死亡事故の割合が全国でも高く、2009（H 21）年10月に施行された「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、飲酒運転根絶に向けた対策を県民一丸となって推進してきました。

(4) ちゅらさん運動及び犯罪被害者等支援

県では、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、2003（H 15）年2月に「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」を制定して、知事を会長とする「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進協議会」の下、県・市町村・事業者・県民・学校・警察が一体となって、ちゅらさん運動を推進してきました。その結果、刑法犯認知件数は、2002（H 14）年をピークに 2021（R3）年まで 19 年連続減少するなど一定の成果が現れました。

2022（R 4）年7月に、同条例で定める犯罪被害者等支援に関する規定を廃止し、新たに、「沖縄県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び支援の総合的かつ計画的な推進を図ることとしました。

10 男女共同参画

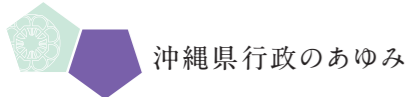
男女共同参画社会の実現に向けた国内外の主な動きとしては、国連が提唱した「国際婦人年」（1975（S50）年）とそれに続く「国連婦人の10年」（1976（S51）年～1985（S60）年）、日本国内においては、婦人問題企画推進本部の設置（1975（S50）年）や「国内行動計画の策定」（1977（S52）年）などがあります。

このような国内外の動きは、沖縄の女性たちにも大きな影響を与え、1975（S50）年に開催された第一回世界女性会議への参加をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた動きが活発化しました。

沖縄県庁においては、1976（S51）年度に、はじめて女性行政の担当者が配置され、県政における女性行政のスタートとなりました。1979（S54）年には「青少年婦人課」が設置され「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」（1984（S59）年度～1991（H 3）年度）を策定し、女性行政の定着に向けた啓発活動や各種事業を実施しました。

その後、1992（H 4）年度に総務部知事公室に「女性政策室」が新設され、1993（H 5）年度には財団法人おきなわ女性財団（現・公益財団法人おきなわ女性財団）の設立、さらには 1996（H 8）年度に女性の活動拠点としての「沖縄県女性総合センター（ていりる）（現・沖縄県男女共同参画センター）」を開館するなど体制の整備を推進しました。

さらに 21 世紀を展望しつつ、諸施策を計画的かつ全庁的



に実施するために、1992（H4）年度から2001（H13）年度までの10年間という長期的展望に立った計画として「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」を策定しました。

以降、数次にわたる同計画に基づき、県民・事業者・団体等の協力、連携のもと、少子高齢化をはじめとする経済・社会情勢の変化等、女性を取り巻く国内外の大きな状況変化等に対応しながら、男女共同参画の推進に取り組んできました。

このDEIGOプランは、意識の改革、女性のエンパワーメント、男女の多様な生き方と自立、人権の尊重等を基本目標とした様々な事業を網羅した総合的な計画であり、これらの事業の進展に伴い、高校家庭科男女共修化の進捗、女性副知事・女性部長の誕生、審議会等における女性委員の登用促進等が成果として挙げられるまでに至っています。

2014（H26）年度には、性暴力被害者支援の一環として、性暴力被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター～with you おきなわ～」を開設し、2019（R1）年8月からは病院拠点型の支援センターとして、24時間365日体制で支援に取り組んでいます。

2019（H31）年4月、女性が輝く社会の構築に向けた取り組み及び平和を希求する沖縄のこころの発信等の取組を強化するため、「女性力・平和推進課」が設置されました。

復帰50周年の年となる2022（R4）年3月には、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、新たに性の多様性の尊重や男性の育児休業取得の促進を図るための取り組み等も明記した「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定しました。

これまでの取り組みを通じて、男女共同参画という考え方が徐々に浸透してきていますが、依然として、社会通念・習慣・しきたりなどの部分において、性別役割分業意識が存在しているのが現状です。また、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことや配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親等、困難に陥りやすい女性の増加などの課題が存在しており、男女共同参画社会の形成のためには、県民の意識改革、女性のさらなる社会参画の促進、ジェンダーに基づく暴力の根絶などに向けた取り組みが一層求められています。このため、県では、引き続き諸施策を計画的に推進していきます。

11 平和行政

本県は先の大戦において住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の場となり、20万人余の尊い生命と多くの貴重な文化遺産が失われました。

県民は、この悲惨な戦争体験と27年間にも及ぶ米国施政

権下の歴史を通して、戦争の悲劇を再び繰り返してはならないと固く誓い、恒久平和の実現を強く求めてきました。

こうしたことから、本県では「平和の礎」「沖縄県平和祈念資料館」「沖縄平和賞」「ちゅらうちなー草の根平和貢献賞」という4つの取り組みを重要な平和施策として推進するとともに、沖縄全戦没者追悼式での「平和宣言」や「児童生徒の平和メッセージ展」の実施、「第32軍司令部壕保存・公開事業」等に取り組んでいます。

（1）平和の礎

《建設の趣旨》

1995（H7）年、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年を記念し、沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍を問わず、また、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた全ての人々の氏名を刻み、永久に残すため、建設したものです。

《基本理念》

- 戦没者の追悼と平和祈念
- 戦争体験の教訓の継承
- 安らぎと学びの場

2022(R4)年度「平和の礎」刻銘者数

(単位:人)

出身地	沖縄県	県外都道府県	国内計	外国計	合計
刻銘者数	149,611	77,485	227,096	14,590	241,686

（2）沖縄県平和祈念資料館

《設立の理念》

戦争の犠牲になった多くの霊を弔い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、全世界の人々に私たちの心を訴え、もって恒久平和の樹立に寄与するため設立されました（「沖縄県平和祈念資料館 設立理念」一部抜粋）。

《実施事業》

沖縄戦及び平和に関する資料の収集、保管及び展示のほか、沖縄戦に関する調査及び研究、沖縄戦における戦争体験の継承、平和に関する講演会、学習会等の平和を考える場の提供などを実施しています。

《沿革》

- 「沖縄県立平和祈念資料館」（旧館）

管理運営を財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会（現・公益財団法人沖縄県平和祈念財団）に委託して1975（S50）年6月11日開館、2000（H12）年3月31日閉館。

- 「沖縄県平和祈念資料館」（新館）

旧資料館の「設立理念」と「展示むすびのことば」の精神を継承し、移転改築。

2000（H12）年4月1日に開館（2022（R4）年度で23年目）。

新資料館に先立って1999（H11）年5月28日、沖縄県平和祈念資料館の分館として、八重山平和祈念館が石垣市に開館。

沖縄県平和祈念資料館 観覧者総数の推移

(単位:人)

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
481,018	336,245	378,793	407,152	394,111	416,162	449,730	439,496	433,163	407,373	396,230

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
391,632	367,555	375,411	362,092	371,368	372,502	356,619	348,623	339,631	47,576	66,767

※出典:沖縄県平和祈念資料館年報

（3）沖縄平和賞

沖縄平和賞は、平和を求める「沖縄のこころ」を世界に発信するため、2001（H13）年に創設され、沖縄と地理的・歴史に関わりの深いアジア太平洋地域での平和の構築などに貢献した団体等を顕彰することを目的とし、2年に1回、これまで11回の贈賞を行っています。

選考にあたっては、国内外の有識者等に候補者を推薦していただき、外部有識者からなる「沖縄平和賞選考委員会」の選考を経て受賞者を決定しています。

沖縄平和賞受賞団体一覧

第1回	H14	中村哲を支援するベシャワールの会
第2回	H16	認定NPO法人アムダ
第3回	H18	沖縄・ラオス国口唇口蓋裂患者支援センター
第4回	H20	認定NPO法人 難民を助ける会
第5回	H22	認定NPO法人シェア=国際保健協力市民の会
第6回	H24	NPO法人シャプラニール=市民による海外協力の会
第7回	H26	NPO法人ジャパンハート
第8回	H28	認定NPO 法人難民支援協会
第9回	H30	認定日本国際ボランティアセンター(JVC)
第10回	R 2	NPO法人 国際協力NGOセンター(JANIC)
第11回	R 4	公益財団法人沖縄県女師・一高女ひめゆり平和祈念財団立ひめゆり平和祈念資料館

（4）ちゅらうちなー草の根平和貢献賞

平和で豊かな地域社会の実現や、平和に関する県民意識の醸成に寄与することを目的とし、県内において、平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む方々を表彰しています。

2年に1度開催される「沖縄平和賞」と隔年で表彰を行うことにより、県民の平和への関心が向上することを期待して2019（R1）年度に創設しました。

2021（R3）年までに一般部門6団体、学校部門6団体が受賞しています。

戦後77年が経ち、戦争を知らない世代が大半を占めるなど悲惨な沖縄戦の記憶が薄れていく中で、忌まわしい戦争の記憶を風化させないために、沖縄戦の実相や教訓を次の世代に正しく伝えていくことは、県民の使命です。

引き続き、沖縄県平和祈念資料館を活用した沖縄戦の歴史的体験の継承、平和の礎に込められた平和と命の尊さを大切に「沖縄のこころ」を、沖縄平和賞の贈賞等を通じて国内外に発信していきます。

おわりに

少子高齢化社会の到来、県民のニーズの多様化等、福祉行政を取り巻く環境は絶えず変化しており、その役割はますます重要になっています。

これからも、福祉に携わる全ての人々とともに、子どもから高齢者まで全ての県民が安全・安心かつ健やかに暮らせる社会の実現に努めていきます。

保健医療部のあゆみ



「健康おきなわ21」ラッピングバス出発式



玉城知事の新型コロナウイルス4回目のワクチン接種

はじめに

本県の保健医療行政は、沖縄戦、米軍統治、琉球政府、本土復帰と政治的・経済的・社会的にも大きな変動に伴い変化してきました。

沖縄戦において、多くの県民と共に医師等医療従事者や医療施設も大きな被害を受け、衛生状態の悪化による感染症の増加など保健医療体制は劣悪な状態でした。そのような中、駐在保健婦制度や医介輔など関係者の努力により、マラリアの撲滅や地域医療や公衆衛生の改善・充実などに多大な功績を残してきました。

1972(S 47)年の本土復帰後以降は先の医介輔制度や駐在保健婦制度の廃止などもありましたが、県立中部病院における卒後医学臨床研修、全国でも14番目と早い段階でのドクターヘリ導入等現在の本県の医療体制に続く各種の実績を積んできました。

また、現在は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」が策定され、県民の誰もが住み慣れた地域において、心身共に健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、安心で適切な保健医療サービスを提供できるよう、医療提供体制の整備に取り組むとともに、県民一人一人の健康で衛生的な生活を確保するため、健康づくり運動の推進、疾病対策、感染症対策等の健康危機管理、生活衛生、水道等の各施策に取り組んでいます。復帰50周年にあたり、これらの保健医療行政についてま

めてみました。

1 医療従事者の確保(看護師等)

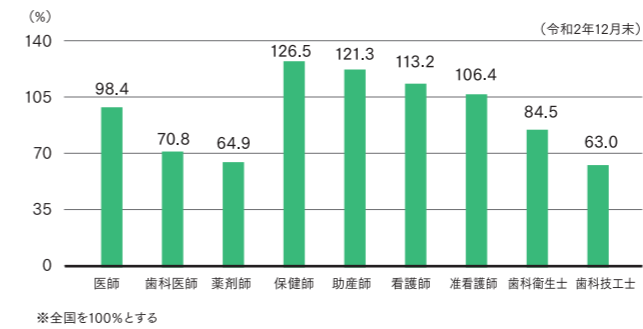
看護師等の養成確保については、復帰後、看護学校等5校で毎年500人余の卒業生を送り出してきました。その後、1991(H 3)年の県立沖縄看護学校の開校をはじめとし、民間養成所4校が開校となりました。さらに、少子高齢化、医療の高度化に伴う、より質の高い看護サービスの提供等、時代の要請に応えるために、1999(H 11)年4月に県立看護大学を開学、2004(H 16)年に同大学に大学院(博士前期・後期課程)を開設し、養成力を充実強化しています。

現在、県内の3大学と5つの看護師等養成所で、毎年700人の入学定員で養成しています。民間の看護師等養成所に対しては運営費や教育環境整備費の補助を行い、看護師の養成を支援するとともに、看護師等修学資金貸与制度により看護師等の養成と県内での就業を図っています。

復帰時の1972(S 47)年の看護師等の県内就業者数は1,643人で全国の48%(人口10万対)でしたが、2020(R 2)年末には2万1,740人と増加し全国の112.6%(人口10万対)となり、保健師、助産師、看護師、准看護師全ての職種で全国平均を上回っています。

今後も看護職員の確保と資質の向上に努めるとともに、離職防止、潜在看護師等の就業促進等を図るための施策を推進していきます。

医療従事者数 全国平均との比較(人口10万人対)



2 保健所及び衛生環境研究所

本県においては、1972(S 47)年の本土復帰以降も、名護、石川、コザ、中央、南部、宮古、八重山の各保健所が地域の公衆衛生の向上、地域住民の健康増進及び地域保健対策の中核的機関として、その機能を果たしてきました。

2002(H 14)年度からは、地域における福祉及び保健施策の担い手である福祉事務所と保健所のサービス一元化を行うため両者の組織を統合し、「福祉保健所」として総合的・一体的なサービスの提供を推進してきました。

しかし、2014(H 26)年度から県の組織再編に伴い、福祉保健所の所掌業務が3部(現在の子ども生活福祉部、保健医療部、環境部)にまたがったことで、多岐にわたる業務の調整が複雑になったため、新たに生じた「健康長寿の復活」といった重要課題に迅速に対応することを目的に保健部門と福祉部門を分離し、2016(H 28)年からは保健所として再編されました。また2013(H 25)年4月に那覇市が中核市となり市保健所を設置することに伴い、中央保健所を廃止し、中央保健所的那覇市以外の所管区域を南部保健所に移管しました。

また、衛生環境研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進等を図るため、本県における衛生行政及び環境行政の科学的・技術的な中核として、試験検査、調査研究、研修教育、公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行っています。

今後も、保健所及び衛生環境研究所において、公衆衛生の拠点として必要に応じて緊密な連携を図り、多様な行政需要に応えるよう業務に取り組んでいきます。

3 医療従事者の確保(医師)

本県では、戦後の極端な医師不足を解消するため、国費沖縄学生制度や県立中部病院における卒後医学臨床研修事業を

実施し、医師の養成・確保を図ってきました。さらに1981(S 56)年度には、琉球大学に医学部が創設され、県内の医師の養成が推進されました。

復帰時の1972(S 47)年の医師数は405人で全国平均の36%(人口10万対)、歯科医師数は112人で全国平均の31%でしたが、2020(R 2)年末には医師数は3,887人で全国平均の98%、歯科医師数が885人で全国平均の71%と着実に増加しています。

離島・へき地の医師確保については、自治医科大学を卒業した医師、義務履行中の県立病院の専攻医、県内外医療機関からの派遣医師で対応してきましたが、2019(R 1)年度以降は、琉球大学地域卒卒の医師が離島・へき地勤務に加わっており、その数は順次増加しています。

4 救急医療

県内の医療体制は、県立病院及び民間医療機関の整備により、大きく改善されてきています。

復帰時の1972(S 47)年の病院数は27施設で全国平均の37%(人口10万人対)、診療所は321施設で全国平均の51%でしたが、2020(R 2)年10月には病院数は90施設、診療所数は890施設でそれぞれ全国平均の94%、75%と改善されています。

入院治療を要する救急患者の診療を行う二次救急医療体制は、県立病院及び公的医療機関等を中心に病院群輪番制が実施されており、その他民間医療機関も含めて26の救急告示病院で24時間体制の救急医療を行っています。

また、離島地域で発生する救急患者の搬送については、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプター等による搬送が実施されており、1989(H 1)年からあらかじめ沖縄本島の12病院の協力を得て医師、看護師等を添乗させるシステムを実施しています。

5 災害医療

沖縄県内で自然災害や事故災害が発生した場合は、沖縄県地域防災計画で定める医療救護計画に基づき医療救護を実施します。そのため、災害時に医療救護活動について助言及び調整を行う沖縄県災害医療コーディネーターを2022(R 4)度までに21人設置するとともに、災害急性期に災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)を速やかに派遣し、連携できる体制を構築しています。また、1996(H 8)年度以降、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を有し、広域医療搬送に係る対応等を行う災害医療拠点病院を13病院整備しています。

6 ヘき地の医療

離島・へき地においては、1972（S 47）年の本土復帰以来、県立及び町村立の診療所を整備し、地域住民の医療の確保を図ってきました。

眼科、耳鼻咽喉科等の専門科疾患は、診療所医師では十分な対応をすることが困難な場合もあるため、2012（H 24）年度から特定診療科目の巡回診療を実施しており、2021（R 3）年度までに11診療所に延べ826回の巡回診療を実施しています。

また、2017（H 29）年度から診療所や巡回診療では必要な医療を受けられず、島外の医療機関に通院せざるを得ない離島住民を対象に、がん、難病等の患者や妊産婦、付添人が島外の医療施設に通院する際の経済的負担を軽減するための取り組みを実施しており、2021（R 3）年度までに延べ1万3,919人の負担軽減がなされました。

7 公立沖縄北部医療センターの整備推進

沖縄本島北部地域は、国頭村、大宜味村及び東村において4カ所の無医地区があり、また医師不足に起因する診療制限、診療休止及び患者の圏外流出がみられるなど、本島中南部地域と比べて定住条件の柱となる医療提供体制に課題を有しています。

そのような中、2017（H 29）年に北部地域基幹病院推進会議から11万筆を超える署名とともに基幹病院の整備を求める要請があり、沖縄県、北部12市町村及び北部地区医師会で協議を行い、2020（R 2）年7月28日に県立北部病院と北部地区医師会病院の二つの急性期病院を統合し、北部基幹病院を整備する基本的枠組みに関する合意が成立しました。

その後、2021（R 3）年3月に公立沖縄北部医療センター基本構想、2022（R 4）年3月に整備基本計画を策定し、現在、基本設計に取り組んでいます。

北部医療圏の医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、県及び北部12市町村を構成団体とする一部事務組合が設置主体となり、2028（R 10）年度の開院を目指し、公立沖縄北部医療センターの整備を推進していきます。

8 健康づくり

復帰後、1975（S 50）年から都道府県別平均寿命統計に沖縄県のデータが再掲載されるようになり、その時点で男性は72.15歳（10位）、女性は78.96歳（1位）でした。その後、1980（S 55）年、1985（S 60）年には男女とも全国1位となり、

長寿県としての沖縄県のイメージが定着し、戦後50年目にあたる1995（H 7）年に沖縄県は「世界長寿地域宣言」を行いました。

しかし、働き盛り世代の年齢調整死亡率が高いことなどから、1985（S 60）年を境に平均寿命の伸びが鈍化し、1975（S 50）年以降1位を維持していた女性の平均寿命が、2010（H 22）年に3位に順位を下げ、男性30位と合わせて「330ショック」と呼ばれました。2020（R 2）年の平均寿命は男性80.73歳（43位）、女性87.80歳（16位）となっています。

2002（H 14）年に制定された健康増進法の下、県民の健康づくりに取り組んでいる中、順位が更に下がったため、2013（H 25）年に「2040年までに男女とも平均寿命第1位を奪還し、健康寿命も延伸させる」ことを長期的ゴールとして、「健康長寿世界一復活に向けたプロジェクト」を発足させました。働き盛り世代の死亡率の減少を目標に、生活習慣病対策を強化するため、2014（H 26）年3月に「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定し、知事を本部長とする推進本部を立ち上げ、関係部局が横断的に連携し健康を支えるための社会環境整備を行ってきました。さらに、知事を会長に官民約70団体で構成する「健康長寿おきなわ復活県民会議」を設立し、健康づくりの県民運動を推進しています。

沖縄県においても全国同様に悪性新生物（以下「がん」という）が死因の第1位であり、がんが県民の生命と健康にとって重大な課題となっています。がん対策のより一層の推進を図るため、2007（H 19）年に「沖縄県がん対策推進計画」を策定し、2012（H 24）年にはがんの予防及び早期発見により県民の健康保持とがん患者及びその家族の療養生活に伴うさまざまな不安の軽減を図るため、「沖縄県がん対策推進条例」を制定しました。

また、健康で心豊かな生活を送るための健全な食生活の実践や食を支える社会、持続可能な環境が重要視される中、地域の特性を生かした食育を推進するため、2007（H 19）年に「沖縄県食育推進計画～食育おきなわまんぢゅ（万人）プラン～」を策定し、ライフステージに応じた食育、地産地消、地域・職場での食生活改善、伝統的食文化の継承、近年ではSDG s視点の食育などに取り組んでいます。

さらに、本県の幼児期・学齢期のむし歯有病者率が全国で最も高いという課題を解決するために、2016（H 28）年に「仕上げみがきの実施」「フッ化物の応用」の普及定着のための環境整備を進め、2022（R 4）年現在では「幼児期のむし歯状況に都道府県格差はない」と評価されるまでに至っています。

また自分の歯で食べることが生涯にわたるQOL（生活の質）の維持・向上に重要であることから、「8020運動（80歳で20歯以上の自分の歯）」を推進しています。しかし、8020達成者の割合は全国に比べ低く、学齢期のむし歯や成人期の歯

周病、高齢期の口腔機能の維持向上など未だ課題は多く、「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」のもと、各種歯科口腔保健対策に取り組んでいます。

9 ハンセン病

(1) ハンセン病対策のながれ

琉球政府は1961（S 36）年に「ハンセン氏病予防法」を制定し、軽快者の療養所からの退所や、在宅のまま治療できる在宅治療制度を導入しました。以来、新発生患者や潜在患者が治療を求めて在宅治療の場集まり、本県の新登録患者数は年々増加し、1967（S 42）年には最高173人（対人口10万比の罹患率で18.02%）を記録しました。

また、療養所を退所した人の技術指導等の厚生指導や、感染源対策としての学童皮膚検診を実施し、入所者の社会復帰や患者の早期発見・早期治療に努めてきました。

1972（S 47）年の本土復帰に際し、感染源対策（のち1991（H 3）年に廃止）、在宅治療制度及び厚生指導事業は「沖縄振興開発特別措置法」によって認められ、「沖縄振興特別措置法」により今日まで継続しています。

現在、新発生患者は日本国内で年間数人となっています。療養所入所者や社会復帰者はハンセン病を治癒していますが、一部後遺症としての身体障害等のため療養生活を送っている方もいます。

(2) ハンセン病問題への取り組み

「らい予防法」（1996（H 8）年に廃止）に基づく隔離政策は基本的人権を侵害したとして、ハンセン病元患者らによるハンセン病国家賠償訴訟（2001（H 13）年5月・熊本地方裁判所判決）で、裁判所は国に損害賠償を命じました。またハンセン病元患者家族等についても、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟（2019（R 1）年6月・熊本地方裁判所判決）において、偏見と差別の中で長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことが認められました。県はこれらの判決を受け、国の隔離政策に協力してきたことを反省し、講演会やパネル展、リーフレット配布等により、県民のハンセン病に対する偏見・差別の解消に努めてきました。2022（R 4）年には沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会を設置し、普及啓発の一層の推進と、高齢化に伴う生活の課題等の解決に向け、ハンセン病元患者及びその家族が安心して暮らせる社会づくりに取り組んでいます。

10 母子保健

沖縄県の母子保健行政は、琉球政府下の1951（S 26）年に保健所を核として、医師や保健婦等による妊産婦や乳幼児

への保健指導が開始されています。その後、1953（S 28）年に「児童福祉法」、1969（S 44）年に「母子保健法」が立法公布され、その間に母子健康手帳の交付、3歳児健康診査の実施、育成医療、養育医療給付事業など、母性及び乳幼児への保健対策医療援護対策等が整備されました。

1972（S 47）年の本土復帰に伴って日本国の諸制度が適用されましたが、医療施設や専門スタッフの不足等、母子保健の基盤整備においては、本土との格差が大きく、特に離島・へき地への母子保健事業の実施が困難な状況にありました。そのような状況の中、1973（S 48）年からは公費による妊婦、乳児の健康診査が開始され、また1974（S 49）年には宮古・八重山地区において厚生省派遣の母子一斉健診を開始し、派遣終了後も県において専門医師等による療育相談、心理相談として継続されています。

また、1994（H 6）年度の「母子保健法」の一部改正によって、住民により身近な市町村で妊娠、出産、育児と一貫したきめ細かなサービスの提供を行うため、健康診査や訪問指導が市町村の事業として権限委譲されています。一方、県保健所は慢性疾患児への療育指導等、専門的・広域的な母子保健サービスの提供機関としての役割が明確にされました。さらに2013（H 25）年からは未熟児養育医療及び育成医療が市町村の事業として委譲されました。

沖縄県は出生率が常に全国1位で推移しています。一方、乳児死亡率が全国平均より高位で推移していたことや、2,500g未満の低体重児出生も常に全国平均より高い状況にあることから、妊産婦保健指導の強化や周産期医療体制の確立が課題となっています。こうしたことから、1998（H 10）年に沖縄県周産期保健医療協議会を発足し、沖縄県における周産期保健医療体制について協議を行い、県立中部病院と県立南部医療センター・こども医療センターを総合周産期母子医療センターに指定し、地域周産期母子医療センターを6カ所認定しました。

また、2016（H 28）年の「母子保健法」の一部改正により、妊娠期から子育て期にわたる相談支援をワンストップで行う、市町村の母子健康包括支援センターの設置が法定化され、沖縄県においてはセンターの全市町村設置に向けて取り組んでいるところです。

このように母と子を取り巻く環境の変化や価値観の変化などにより、多様な母子保健事業の展開が求められています。

11 精神保健

精神医療に係る医療費助成について、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令により、本土復帰前に琉球政府の負担で医療を受けていた者の入院医療費と復帰以降に発病した者も含めた通院医療費の公費負担制度

(2) 後期高齢者医療制度

老人医療制度は、1973（S 48）年から実施されましたが、その後、同制度の抜本的改革がなされ、来るべき高齢社会に対応すべく1983（S 58）年2月に老人保健法が施行されました。その後、同法は改正を重ね、2008（H 20）年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度が創設されました。後期高齢者医療制度の対象となるのは、75歳以上の国民全員となっており、制度の運営は沖縄県後期高齢者広域連合（以下「広域連合」という）が主体となり、市町村と事務を分担し行われています。

本県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、制度開始当初の2008（H 20）年度末は11万1,334人でしたが、2021（R 3）年度末には14万5,247人と約30.5%増加し、後期高齢者の1人当たりの年間医療費については、制度創設以降、全国平均より高い状況が続いています。

2025（R 7）年度には、いわゆる「団塊の世代」の全ての方が後期高齢者となることから、被保険者数の急激な増加による医療費の増加が見込まれるため、今後も、県としては将来にわたり持続可能な財政運営に向けて広域連合に必要な助言等を行うとともに、第三期沖縄県医療費適正化計画により、引き続き医療費の適正化に向けた取り組みを推進していきます。

おわりに

保健医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、疾病構造の変化、医療技術の進歩による医療の高度化・専門化の進展による県民ニーズの多様化など状況が大きく変化しています。

今後とも、市町村をはじめとして、教育、雇用などさまざまな分野の関係機関との連携を強化し、島しょ県である本県特有の課題解決に向けて、諸施策を推進していきます。